

こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り 令和8年4月

精液・受精卵を取扱う畜産農家への 立入検査について



➤ 家畜人工授精所を開設していない畜産農家も 立入検査対象になります！

- これまで、家畜改良増殖法第35条の規定に基づき、家畜人工授精所を対象に立入検査を実施してきました。
- 今般、農林水産省畜産局畜産振興課長通知により、家畜人工授精所を開設していない畜産農家についても、精液・受精卵の適切な管理および使用状況を確認するため、立入検査を実施することとなりました。

➤ **精液や受精卵の管理・保管状況を再確認しましょう**

- ◎ 授精師等に授精や移植を依頼している場合
：精液・精液証明書等の管理状況等
- ◎ 自ら授精師等として授精や移植を行っている場合
：精液・精液証明書等の管理状況、家畜人工授精簿等の作成状況、授精証明書等の写しの保管状況等

➤ **罰則が科される場合があります**

- 家畜人工授精所を開設していない方が、精液・受精卵を他者に譲渡すること等の行為は違法です。

和牛遺伝資源の適切な管理・保護のため、
ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

